

後期：B. 近代日本とキリスト教思想

後期オリエンテーション

1. 研究の視座と方法

1-1：思想の解釈学的構造 1-2：思想史と社会史

2. 明治キリスト教思想の問題構造

2-1：海老名弾正と自由主義神学 2-2：海老名-植村のキリスト論論争

2-3：植村正久と弁証神学 1、2

2-4：植村正久の日本論 1

植村正久の日本論 2

1/13

3. 補足的考察

3-1：比較思想研究から 1/20

3-2：社会史と民衆史 1/20

3-3：死者儀礼と宗教的多元性 1/27

Exkurs

<前回>植村正久と弁証神学

(1) 二つのフロント

1. 弁証論とは、弁証を試みる相手あるいは論敵の思想的立場を想定しつつ、自らの思想内容の説明あるいは主張を試みるものであって、そのことから弁証論の内容は、こうした論争の場（フロント）によって、規定されることになる。したがって、弁証論の分析は、それを規定するフロントとの関係を念頭になされることが重要であり、植村のキリスト教弁証論の場合は、西欧近代（とくに 19 世紀）の思想状況と明治日本という二つのフロントが問題になる。そこで、以下においては、まず西欧近代の思想状況というフロントが植村の議論にどのように反映されているかについて、懐疑論・不可知論・唯物論への反論と進化論への対応を取り上げ、次に明治日本の状況との関連へと議論を進めることにしたい。

(2) 懐疑論・不可知論への反論——人間は無限を知りうるか——

(3) 宗教と科学の関係論、そして進化論への対応

(4) 明治日本の状況

4 おわりに

29. 植村のキリスト教弁証論の評価。日本・アジアにおけるキリスト教の弁証に対しては、西欧近代のキリスト教思想の単なる紹介であることを超えて、日本固有の歴史的そして宗教的状況と正面から向き合うこと、そのような仕方でのキリスト教思想の独自の仕方での具体化が要求される。このことから判断するとするならば、『真理一斑』における植村の議論は、日本の伝統との切り結ぶことにおいてなおも不十分なものであった。

西欧的近代合理主義（とその宗教批判）と日本的伝統という二つのフロントとの関係で言えば、植村ではこの二つがいわば一つに重ね合わされることによって——近代日本における西欧合理主義——、後者のフロントの固有性が十分に扱われないままに止まったと言わざるを得ない。⁽²²⁾

2. 明治キリスト教思想の問題構造

2-4：植村正久の日本論 1——近代日本とキリスト教——

<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/57714>

<目次>

1 問題

2 近代日本とキリスト教

日本論 1 ↑

3 日本の伝統とキリスト教

日本論 2 ↓

4 展望

1. 問題

1. 植村正久は、近代日本のプロテスタント教会を代表する教会指導者そしてキリスト教思想家の一人に数えられる人物であり、すでに少なからぬ研究が存在する。⁽¹⁾しかし、その思想についての批判的検討はいまだ十分になされているとは言えず、植村を含めた日本キリスト教に関しては多くの研究課題が残されている。

2. 「植村正久と弁証神学」

日本のキリスト教とその思想的可能性について積極的に論じることができるとするならば、それは、近代世界（近代日本を含めた）と日本的伝統という二つのフロントとの本格的な対決を必要とする。

こうした問題意識から、改めて、植村正久の日本論の検討を試みることにしたい。⁽⁴⁾議論は以下の順序で進められる。

まず、植村が近代日本とキリスト教との関係をどのように理解しているかについて、植村の国家論、近代化論、明治中頃の国粹主義台頭への言及という観点から分析を行う（第2章・今回）。次に、植村が日本伝統についてどのように論じているかについて、伝統宗教、武士道、天皇制の三つの問題を取り上げ（第3章・次回）、最後に、以上の植村の日本論から日本キリスト教の問題を展望することによって本稿を締めくくりたい（第4章・次回）。

2. 近代日本とキリスト教

2-1：国家論

(1) 国家とは何か

3. 近代日本あるいは日本の近代化を論じる場合、まず注目すべきは「国家」の問題である。なぜなら、近代日本の近代化は国家の近代化を抜きに考えられないから。

4. 植村の国家論：社会的秩序の維持と国民の自由の保護+制約（自己目的化の否定）

「国家主義」（『日本評論』40、M25/2/25）において、「国家および国家主義なる文字はいかなる意義を含意し、またいかなる権威を有するものなるか」という問いに対して、「国家は何の目的をもって成立するや。蓋し政治上の秩序を整え、民人の自由を保護するものなり」（「国家主義」、295）と答えている。

国家はそれ自体が自己目的化されるべきものではなく、また自己完結的なものではない。それは、国民国家（国家人民）から世界国家、そして神の国に至るさらに大きな秩序の中に位置しており、その中で相対的な位置を有するものとされる。

「余輩は近代の公法学者の唱説する人類発達の大目的を推し広め、視線を靈界に向けて、個人および国家の帰趣をキリストの教うる神国に求めんと欲す。」（同、296）

5. 国家≠全体国家（個人や社会に関わる全体を包括）。「国家の関心すべき事物の項目は人性の全体を包容するを得べからず。国家の目的は個人の目的を網羅して余すところなきを期すべからず」、「人性の本領は国家の本領よりも大なり」（同、296）。

↓

国家自体から区別された個人や社会の様々な営みに適切な場を保証すること。

「学理は国家的なるか、引力の発明は国家的なるか。宗教も国家的なるか」（同、297）と言われるように、科学、教育、宗教などには、国家統制を超えた独立性を認められねばならない。

6. 社会を構成する相対的に自律的な諸領域・諸分野から成る有機体的な相互連関の秩序を保持し、⁽⁵⁾より高次の秩序形成に貢献すべきもの。「社会は活物なり。国家は一個の有機物なり」（「国家主義を論ず」、300）。

（2）国家と宗教（キリスト教）との関係

7. 国家と宗教との関係の基本に信教の自由あるいは政教分離を置いており、近代西欧の立憲君主国家を肯定する立場を取っている。

8. まず、キリスト教は、神への義務を第一とする宗教であって、「人に従うより神に従うはなすべきの事なり」、「政と教を別途にすべき」をその原則とし、「宗教のことに至りては君命をもなお顧みざるところあり。これ実に奉教自由の基礎にして、欧米諸国において、自由民権の進歩を来たせし原因とも言わざるべきなり」（「キリスト教ト皇室」、38）。

9. キリスト教は特定の政治システムと一義的に関係づけられるわけではなく、むしろ、歴史的には、きわめて多様な国家体制と結びついてきた。⁽⁶⁾

「キリスト教は何政治何国体という一定の主意を主張するものにあらざるを知るべし。キリスト教は政治上、何の主義を有せざるものと言いて可なり」、「その政治その国体種々なるを見て知るべし。」（同、38）

10. 信教の自由と政教分離を前提にして、キリスト教は国家的秩序を積極的に尊重するものなのである。なぜなら、「国なきの人は不幸この上なかるべし。家なきの浪人ほど哀れなるものあるべからず」と言わねばならないからである。⁽⁷⁾すでに確認したように、キリスト教は神に義務を負うものであり、キリスト者は「国籍をキリストの王国に有する」わけであるが、しかし、「神の国、神の家族、これキリスト教の二大要目なり」（「神の国、神の家」、120）といわれる場合の「神の家族」は、地上の家族と無関係なものではなく、植村は、キリスト教的な「家族」が近代日本にとって決定的に重要な意味を持つことを繰り返し強調している——ここにおいても、植村は西欧近代をモデルにしていることがわかる⁽⁸⁾——。

2-2：近代化とキリスト教

（1）進歩としての近代化

11. 近代という時代とその社会システムを、進歩・進化という観点から積極的に評価する。これは、日本における国家の近代化のいわば起点とも言える明治維新についての評価、そして、宗教の理解にも密接に関わっている。

「理想」をめざす進歩にこそ人間の尊さが存在し、ここに「宗教の大眼目」が認められる。すなわち、「この固陋なる実在世界を超越して、定かに理想界を望み、これに到達せんと欲するの信仰と勇気とを与え、その去向を明示するは蓋し宗教の最大要旨にあらずや」（「国民の信仰および進歩」、66）。

12. 植村と内村：共通性（武田、1967、121。雨宮、2007、25-30）

しかし、近代化を進歩と解釈し、それにキリスト教が積極的に関与することを主張する点において、植村と内村は次第にその立場の相違を鮮明にしてゆく。それはとくに戦争論の関わりにおいて明瞭であり、ここに植村の近代化論の特徴と問題点を指摘できる。⁽¹⁰⁾

「まさに長足の歩行をなして世界の舞台に立たんとするの時節ここに到来せり。日清の事変は日本を駆りて、一大奮発をなさしむるものなり。ああこれ日本が世界の日本たるの首途なり。商業の発達よりアジア伝道の拡張に至るまで、日本国民の演技は蓋し今回の戦争をもってその幕開きとするなり。これを思うときは日本のキリスト教徒は非常なる熱情、壮烈なる志望とをもって、神に祷告し、今回の事変が日本帝国の光栄を増し、将来に大関係ある履歴を作り、大いに世界の文明に与力する端を開くに至らんことを求めざるべからず。」（「世界の日本」、95）、「形あるもの至りて、しかして後に靈に属するもの顕わるべしとはパウロの言なるのみならず、万物進化の順序にして科学の明示するところにあらずや。ゆえに維新革命の運動は必ず靈性に波及し、宗教の革新すべき時節まさに到れるなり。」（「国家主義を論ず」、300）

13. 植村は、明治維新について、日本が世界史の大舞台に参入した出来事であり、大日本

帝国の栄光の発端として評価し、日本のキリスト教のアジア伝道についても、この政治的動向に合致する仕方では描いている。確かに、植村において理想とされる日本国家像は、信教の自由と政教分離に基づく立憲制であって、キリスト教は国家との同化をめざすものではないが、しかし、日本キリスト教と近代日本とは進歩としての近代化という歴史的動向——「日本の歴史は進化の歴史なり」（「今日の宗教論および徳育論」、314）——の中で密接に結びついている。「日本改造の運動は政治上にのみとどまること能わざるべし。その影響は文学、宗教、風俗にも及ばずして止むべからず」（「国家主義を論ず」、300）。

（2）西欧モデル・近代的な立憲君主制と教会

14. 植村の国家とキリスト教との関係論のモデル：西欧近代（とくに、アングロサクソンの）⁽¹¹⁾——「北米合衆国のごとき宗教自由の国なりと言えども、その実はキリスト教をもって建国の基礎とするものなり。」（「キリスト教ト皇室」、40）——。

15. 国家にとっての宗教の意義は、国家が強制力（軍隊と警察）によって維持する社会秩序を宗教が精神的に支えるという点に認められる——政治と宗教との補完性——。

「近頃欧州において、識者の最も憂うところは、虚無党、社会党等破壊主義たる政党の蔓延なり」、「その原因は宗教の衰頹に在りとせり」、「さて何をもって、キリスト教は欧米諸国国家の基礎にして社会の秩序を保つとなすか。」（同、41）

16. 欧米のキリスト教は社会の道徳を維持し、社会的不満を癒すことによって、国家の秩序維持に貢献。

これは、民主主義や共和制に限ったものではなく、立憲君主制においても同様である——「キリスト教は欧米諸国において、君主国の主義に反せざるのみならず、これが行われる所、いかなる政体をも鞏固ならしめ、社会の秩序を保持するの理判然たるべし」（同、43）——。したがって、同様の議論は、近代化の質と程度において大きく異なる日本の状況にも当てはまることになる。

「キリスト教の主義および欧米諸国における実況果たして、以上論ずるがごとくならば、将来わが国における影響もまたこれに異ならざるべし。しかのみならず将来わが国の皇室を安寧ならしめ、社会の秩序を保持する者は、或いはキリスト教の力にあらんかと信ぜらる。」（同、43）

17. キリスト教は日本における「健全なる立憲代議の政体」（同、62）の基盤であり、天皇制が西欧的な健全な立憲君主制である限り、キリスト教は皇室を尊重することができるのである。

（3）セキュラリズムとその問題性

18. 過剰な欧米モデルの危険性：それまでの日本社会を支えてきた伝統的な風習や道徳を解体させ、道徳の荒廃を生じる。

「この開明の風潮に、これまでの風習慣習は、いよいよ破れ、宗教はますます衰え、独り泰西の学問と政治主義のみ進入し来たらば、社会の道徳はいよいよ頹れ、人民の不平等ますます盛んなることあらん。道徳頹敗して社会の経緯たる教えなく、これに加うるに人心を満足せしむべき宗教なきときは、国家は何をもって安固なるべき。」（「キリスト教ト皇室」、43-44）

19. 近代化の否定的側面＝功利精神・唯物主義の跋扈。⁽¹²⁾「世人法律上の権利義務に熱狂す」、「今や軽薄の風行なわれて」、「世は物質的に流れ、快楽に狂奔して、人の天職を忘れんとす」（「キリスト教の日本に対する使命」、71）。

↓

植村は道徳の復興の必要性を論じ、国家に道徳的基盤を与える宗教としてキリスト教の役割を主張する。しかし、植村も論じるように、道徳の荒廃という問題は、決して単純ではない。

S. Ashina

そもそも、植村が問題にしている功利精神や唯物主義は、日本において初めて発生したのではなく、むしろ西欧近代自体の内部において形成されものである。それゆえ、道徳あるいは徳育をめぐる問題は、外的偶然的な問題ではなく、近代化に内在的な事態として論じなければならない。植村も、問題が近代自体に根差すことを認識しており、それはセキュラリズムについての議論に現れている。「果たして神に事うべからず、いづく焉んぞ人に事えんや」（『六合雑誌』79、M20/7）では、コントの人類崇拜の宗教（人類教）が取り上げられたのに続いて、「英国に「セキュラリズム」と称する一種の議論あり」（同、47）として、セキュラリズムへの言及がなされている。植村は、人類教あるいはセキュラリズムを理論化するには、不可知論（不可識論）あるいは無神論に基づく必要があるとした上で、「その説は無根の断見にして、妄信の最も甚だしきものなり」（同、50）と批判している。（これは、『真理一斑』における議論に合致⁽¹³⁾）

20. セキュラリズムは、たとえそこに善意があったとしても、真に道徳を基礎づけるにはあまりにも不十分である。

「人類教を奉ずる輩はただこの腐敗せる同胞に注目して、高尚なる徳義、清潔なる節操を養うの知遇を得、同感を得ることありや。余は決してその得難きを知るなり。コント、ミル、スペンサーの諸氏は、衆を利し民を益するの結果を生ずるを徳義の本色とせり。その説やもとより善なり。しかれども一己の私徳を養い、漏屋にも恥じずと言うがごとき操行を維持するにおいて、彼らの説は毫も価値無きものなり。甚だしきはこの諸氏の説を見るに、外面の徳義とその結果を貴ぶを知れども、吾人の心術目的のいかんを貴ぶことを知らざるに似たり。」（同、51）

21. 西欧近代社会におけるセキュラリズム⁽¹⁴⁾

トレルチが、教会やセクトという類型から区別された個人主義化された神秘主義やスピリチュアリズムの近代世界における動向に注目したことは、近代のセキュラリズムの進展と無関係ではない。⁽¹⁵⁾

22. セキュラリズムと日本的伝統の類似性。

「彼の孔孟の教えは鬼神を敬してこれを遠ざけよと言ひ、「セキュラリズム」の臭味を帯びたるものにあらずや」（同、47）、「加うるにわが国今日の風習は、「セキュラリズム」に近くして高尚なる思想および幽微深遠なる感情は地を払い、滔々たる天下皆飲食の奴となり、名利の犬となり、形に繋がれて狂奔し、毫も精神を靈界に遊ばせ公明正大の境に往来するもの無し」、「この人民はすなわち「セキュラリズム」の人なり。この子弟はすなわちコントの子弟なり。」（同、48）

23. 明治の日本主義：「日本人固有の主義は道徳的に無制裁の主義なるがごとし。否、日本主義には始めより道徳なきがごとし」、「種々の教育をば受けしといえども、人民はなお自ら知らずして日本主義を抱き居るなり」（「日本主義（?）」、337）。

↓

近代日本における道徳の荒廃には、西欧近代の影響と日本的伝統とが複合的な要因として作用。問題の原因は道徳の基盤となりうる宗教の不在に遡らざるを得ない。植村は、日本主義が蔓延する状況に対して、「キリスト教の容易に入らざるも無理ならずや」、「これを泰西今日のごとくに文化するにはなお二千年を要すと知るべし」、「キリスト教徒宜しく気長く伝道すべきなり」（同、337）と結論づけている。

24. 明治日本の欧米をモデルとした近代化（欧化主義）がもたらした道徳的荒廃という論点において、明治中頃に生じた欧化主義から国粹主義への転換は、⁽¹⁶⁾ 植村の問題意識と部分的に重なっており——唯物主義・世俗主義批判と道徳復興の主張——、植村は、この国粹主義への動向に対して、二面的な対応を取らざるを得ないことになる。

25. たとえば、教育勅語について。

「皇上ことさらにこの勅語を發せられる。蓋しそのゆえなきにあらざるべし」（「十月三十日の勅語、倫理教育」、283-284）、「今の日本人は徳育の孤兒なり。維新以来社会の変

化とともに従前の徳教大いに廃れ、儒も、仏も、神道も、徳義の精神をもって、少年子弟の心に注入するの力を失い、風俗の次第に革まるとともに、人心はあたかも磁針盤を取り落とせる船のごとく、しきりにその方向に迷いたり。ここにおいてか徳育の問題教育者間に勃興し、議論紛々、意見百出、いつ果つべくも見えず。」(同、284)

26. 教育勅語の制定が、以上の徳育荒廃という文脈において、積極的に評価されている。「目下社会の有様は、去る十月三十日の勅語を要すること切なり。徒に制度に由り、法律に頼み、政治の助けを藉りて、治安を図り、国家百年の大計を定めんと欲するも、得てその成功を望むべきにあらざるなり」、「皇上の勅語は直接に道德を輔益することなしとするも、全国の民をして、道義廉恥のことに注目し、風俗を矯正し、倫理を明らかならしむるの必要を感じしむるに至りては、その功蓋し大なりと言わずんばあらざるなり。」(同、287)

(4) 社会問題への関与

27. キリスト教は近代西欧の形成過程に積極的に関与しただけでなく、西欧以外の諸地域における近代化にも様々な仕方でも貢献してきた。⁽¹⁷⁾ これは、東アジア、とくに日本においても同様であり、植村は社会への積極的関与をキリスト教の特徴として捉えている。

「何となれば、日本キリスト教徒の多数は、当初より社会問題に熱心なりしものなり。日本の開明発達とキリスト教の関係は彼らの一日も忘れざりし疑題なり。キリスト教徒が親子の関係、家庭の改良、雑婚蓄妾等の問題に付き、いかに熱衷せしか、またいかに熱衷しつつあるかを思え。女子教育の先駆者は誰なりしか」、「彼らは決して靈魂の事をのみ考え居たるものにあらず」(「キリスト教徒と社会問題」、363)、「わが国の清韓に事あるや」、「精神の上より、この戦争の意義を解釈し、大いに国家の前程に向かって寄与するところあらんを試みしものも、キリスト教徒にあらずや」、「当初より天下公共の事業に熱心にてありき。」(同、364)

28. 京極純一は、植村が「その使命を「伝道者」と「社会の木鐸」という二つの中心をもつ楕円と自己規定」していたと指摘している(京極、1966、17)。植村が明治のキリスト教を代表する伝道者であったことは言うまでもないが、彼は常に社会との関わりでキリスト教を捉えていたのである。「近代日本とキリスト教」という視点から植村の思想を論じる場合、この社会への関与という論点を外すことはできない。しかし、ここでは、「社会の木鐸」との自覚に生きた植村が、いわゆる社会問題への関与に関して、独自の立場に立っていたことについて考察を行ったみたい。

「肉体の飢えたるを憐れみ、頼む所を失える孤児を助け、病みて寄るべなき輩を救うはキリスト教慈善の一部分たるに過ぎざるのみ」、「キリスト教徒は靈魂を救うをもって最も勝れたる慈善となさざるべからず。」(「慈善の意義を縮むるなかれ」、356)

29. 植村は、社会問題への関与の意義を認めつつも、それがキリスト教の中心的な活動であるかのように主張する立場には批判的。

「貧民問題のごとき、廃娼問題のごとき、海外教育のごとき、病院のごとき、神学以外専門教育のごとき、皆善良なる社会的事業なり。しかれどもその日本キリスト教徒現今の社会的事業なるべきや否やにつきては、われらすこぶるこれを疑わざるを得ず。」(同、373)

30. 植村は、社会問題への関与が日本のキリスト教の実力(特殊性)に応じてなされるべきであり、社会問題への関与がキリスト教の主たる使命と錯覚されているような主張に対しては明確に否定的な立場を取っているのである——少なくとも、特定の立場を普遍化し他者に押しつける主張には批判的である。「必ずしも他のキリスト者をして皆己れに同じからしめ、甚だしきは、教会全体をその流儀にせんとするにも及ぶまい」(同、388)——。

では、「社会の木鐸」として植村が考える社会への関与とは具体的にどのようなものであろうか。植村の認識によれば、明治日本のキリスト教は未だ力不足であり、「他日のた

S. Ashina

めに準備」(同、369)をなすべき段階にあるのであって、この段階でなすべきことは、言論による社会への関与なのである。植村が、『六合雑誌』『女学雑誌』『基督教新聞』『福音週報』『福音新報』『日本評論』『宗教及び文藝』など様々な雑誌を通して言論活動を展開したのは、まさにこうした基本的認識に基づくものと言えよう。⁽¹⁸⁾

「ゆえにわが国のキリスト教徒、その社会的事業多くは言論をもって準備するの時代なるに失望することなく、前途の希望に励まされて、その目下の職責を尽くさざるべからず」、「たとい実務的に社会の事業に与らざるも、これら言論思想に従事するものは、最も適切なる意味において天下を経営し、社会を救済するものにあらずや。」(同、369)

2-3: 欧化主義から国粹主義へ

31. 植村の社会の動向に対するきわめて鋭い感性、敏感な応答。



明治日本の動向(欧化主義から国粹主義へ)から、国粹主義・愛国心、教育勅語、不敬事件の三点。

(1) 国粹主義・愛国心

32. 明治中頃になると、欧化主義から国粹主義への動きが顕著になってくる。⁽¹⁹⁾

「今日は欧化主義を奨励すれども明日は早打って変わりて国粹保存を唱え、昨洋服にて往来したる者今は古代の衣冠を被り」(「中心なき国民」、78)、「或いは曰く、国粹主義の流行、斥外的精神の跋扈は伝道の事業を阻滞せしめた大原因にあらずやと」(「日本伝道論」、83)、「殺気を含める愛国の説世を震撼し、悲歌の士切齒扼腕眼血走りて叱咤するに至る。」(「道徳上の偉観」、292)

「近頃或る学会において、或る論者はわが国固有の政体を論じキリスト教将来の影響に就き疑いを述べて曰く、キリスト教が将来においていよいよ勢力を有するに至らば、わが皇室に対しいかなる関係を有すべきか、或いはこれをして危殆ならしむることはなきかと。」(「キリスト教と皇室」、35)

33. 国粹主義への傾斜。植村がその後こうした問題に対処する際の原則的立場。

1. 国王を神格化するような国家体制や制度は、キリスト教に反するものであることが明白であるばかりでなく、近代の立憲主義とも相容れないものであって、絶対に認められない。

2. 君主の神格化・偶像崇拜を行わない限り、キリスト教は日本的伝統や政治体制を尊重することができる——「しからざるにおいては、キリスト教皇室に対し、何の不都合なところあらん」(同、39)——。



国粹主義への対応は、一方で、「極端なる国家主義」「国家偶像主義」「陋俗なる国家主義、国粹論者」「固陋なる愛国」「殺伐なる愛国の人」「俗論的愛国者」「時流教育主義」「時流徳育論」を批判し、他方で、キリスト教徒が真の愛国者であることを主張するという仕方で遂行されることになる。

34. 当時の国粹主義への反論。植村が本来的と考える日本精神自体(「維新革命の精神」に現れた進歩主義)の立場から。

「支那と交わり、三韓に通ずれば、儒を採り、仏を容れ、唐制を用い、国民の元気をもってこれを融変消化して、これに日本の特色を施し、もって国家生命の一部分となし、屈曲自在あらゆる境遇に処して、自得せざることなきは日本国粹の一大要素にあらずや」、「今の国粹論者」「彼らは西洋の文物宗教を融変消化して、国家生命の一部分となすの急務たるを知らざるなり。」(「国家主義を論ず」、301)

35. 西欧近代を融通消化できない硬直した国粹主義に対する「真の愛国」。

キリスト教こそが、近代日本に相応しい進歩に基づく愛国をなし得る。「国粹の真相を

明らかにし、キリスト教と日本の関係を審かにし、国勢の遷易すべき所以を究め、愛国済民の誠を推して、福音を宣伝する」（「日本伝道論」、84）が必要であると述べる。

36. キリスト教徒が愛国者であるとは、キリスト教が近代日本の道徳的基盤となり、「神州の光を万世に輝かさんこと」（同、85）に務める点において主張される。

しかし、それだけではない。キリスト教徒が真の愛国者であるのは、キリスト教的愛国が「正義なる愛」をもって国家を愛せる愛国だから。つまり、真の愛国とは国家が誤った道を進むときにそれを正義の立場から批判し、国家の進路を正しい方向に引き戻すために努力するものでなければならない⁽²⁰⁾——「真正の愛国者」「国の粋を存し、その失を改め、その天職を全うし、その宇内に独立して人類の開化進歩のために尽くすべきの本分を守るに在り。」（「今日の宗教論および徳育論」、309）——。「自ら国家の良心をもって任じ」るものが、真の愛国者であり、「良心を痴鈍ならしむるの愛国心は亡国の心」（「三種の愛国心」、332）と言わねばならない。

（2）教育勅語

37. 植村の教育勅語に対する見解と同様の立場は、国粹主義の展開に応じる形で、その後も繰り返し表明。

「彼の徳育に関する勅語のごときは、実にこれを中外に通じて悖らず、人間普遍の道に外ならず。今日の時勢を觀るに、わが国の徳育界紛々擾々乱れて麻のごとく、倫理の危機切迫せるものあるは、この勅語の出でしにても知らるるなり。陛下が人民を憂うの深きあに感戴せざるを得んや。」（「今日の宗教論および徳育論」、322）

38. 植村の対応：まず倫理的危機の切迫という認識における教育勅語との基本的な一致を確認し、その上でいわゆる国粹主義を批判しつつ、キリスト教による道徳の復興を主張するという戦略であった。

39. しかし、この戦略は近代日本が西欧型の立憲国家であるとの前提において成り立ったものであり、その後の日本の歴史の展開を見るならば、まさに国粹主義の台頭自体が、政教分離に基づく近代国家からの乖離という政治状況の変化を引き起こし、植村の戦略を無効にすることになった。⁽²¹⁾

↓

植村の戦略の評価：植村の言論が、国粹主義を真に反駁しつつ国民的共感を生み出しうる言論であったのか、また下からの反国粹主義を形成できるだけの基盤を植村的なキリスト教は形成しえたか、という点からなされねばならない。

（3）不敬事件

40. 植村は、内村鑑三の不敬事件に対しても、「吾人の良心を試練するの出来事」（「不敬罪とキリスト教」、288）として、すみやかに自らの立場を明らかにしている。植村の議論の特徴は、キリスト教信仰の立場から不敬事件を論評するのではなく、日本国民の立場から議論する点に認められる——「吾人はあえて宗教の点よりこれを非難せず、皇上に忠良なる日本国民として」（同、290）——。

41. 論点

1. この問題は、偶発的な出来事ではなく、より一般的な文脈で論じる必要がある。

すなわち、「この事たるや、単独の問題として論ずべきものにあらず。その連帯するところ極めて広く、その関係甚だ重大なるものあり」。このように、問題をより一般化することによって、キリスト教の原則に基づき、あるいは日本近代の歴史状況全般に照らして、議論を展開することが可能になる。たとえば、植村は、賢所における参拝や靖国神社の祭礼に列なりその祭りに与ることの是非を取り上げ、「吾人は新教徒として、万王の王なるキリストの肖像にすら礼拝することを好まず」、「何故に今上陛下の勅語にのみ拝礼をなすべきや」（同、289）との自らの立場を明らかにしている。

2. 立憲主義に反している。

植村は、学校などにおける影像の敬礼や勅語の拝礼を批判するに当たり、キリスト教徒としてではなく、近代日本の国民という立場から、その非合理性を論じている。

こうした風潮は、「憲法にも見えず、法律にも見えず、教育令にも見えず、ただ当局者の痴愚なる、頭脳の妄想より起こりて、陛下を敬するの意を誤り、教育の精神を害」するものであり、「かかる弊害を駁撃せざるを得ず、これを駁撃するのみならず、中学校より、また小学校より、これらの習俗を一掃するは国民の義務なりと信ずるなり」、「事の大小こそ異なれ、運動会等の申合せと毫も異なることなく、全く校長その他自余の人々の頭脳より勝手に案出せるものに過ぎざるなり。」（同、290）

植村の論点は、勅語礼拝の強要が一切の法的根拠を持たないこと、しかも、立憲君主制という近代日本のあるべき形態に相応しい天皇への敬意の表し方でもないことである。これは台頭しつつある国粋主義に対して、立憲君主的天皇制自体から反論するという植村の戦略に合致したものとと言える。合法的で合理的な言論こそが、植村の戦略を支えているのである。⁽²²⁾

3. 下からのナショナリズムの問題性。

しかし、合法的で合理的な言語にとって由々しい事態は、不敬事件をきっかけに現れた下からのナショナリズムである。その後の日本の歴史が示しているように、国粋的なナショナリズムは、政府レベルから（つまり上から）、政策として展開する前に、まず下から組織される点に特徴があり、それが合理的な反論を困難なものにした。この点については、植村も次の引用からわかるように、一定程度気付いていたように思われる。

「学校の秩序を保ち、慎重従順の風を養成するの結構ならん」、「しかれども、この一事に重み置き、これがために一人の教諭を免ずるに至るほど熱心なる学校は、何故に生徒のモツ然たるを不問に置くや、何故に壮士の運動を擅にせしめたるや、何故に秩序を紊るの行を容赦するや、何故に生徒を恐れ、生徒の意に迎うるに汲々たるや。」（同、291）

↓

42. 政教分離の原則は、それだけではこの下からのナショナリズムの台頭に対してあまりにも無力。

上からの国家の統制によって下からのナショナリズムを押さえ込むことの困難さは、多くの事例が示す通りであって、⁽²³⁾ 校長などの学校管理者が、一方で秩序や権威を維持するために、内村鑑三を免職に追い込むにもかかわらず、他方では秩序を破壊するモツには無力であることは、問題の複雑さを表している。この校長ら学校管理者の態度に対する、「その自家撞着の甚だしきに驚かざるを得ざるなり」（同、291）との指摘は、もっともであるとしても、この事態への真の対応こそが問われるべきであったと言わねばならない。

<引用文献>

A. 『植村正久著作集 第一巻』（新教出版社、1966年）より

- ・「キリスト教ト皇室」（『六合雑誌』53、M18/4/30）
- ・「果たして神に事うべからず、いづく焉んぞ人に事えんや」（『六合雑誌』79、M20/7）
- ・「キリスト教と人の価値」（『福音週報』18、M23/7/11）
- ・「外形の文明」（『福音週報』34、M23/10/31）
- ・「国民の信仰および進歩」（『日本評論』39、M25/1/25）
- ・「キリスト教の日本に対する使命」（『福音新報』105、M26/3/17）
- ・「宗教の国民に及ぼせる感化」（『福音新報』137、M26/10/27）
- ・「中心なき国民」（『日本評論』56、M26/10/14）
- ・「日本伝道論」（『福音新報』162、M27/4/4：163、M27/4/27）

- ・「宗教上日本の潜勢力」(『福音新報』177、M27/8/3)
- ・「世界の日本」(『福音新報』179、M27/8/17)
- ・「十月三十日の勅語、倫理教育」(『日本評論』17、M23/11/8)
- ・「不敬罪とキリスト教」(『福音新報』50、M24/2/20)
- ・「道徳上の偉観」(『日本評論』39、M25/1/25)
- ・「国家主義」(『日本評論』40、M25/2/25)
- ・「国家主義を論ず」(『日本評論』40、M25/2/25)
- ・「今日の宗教論および徳育論」(『日本評論』49、M26/3/4 : 50、M26/4/8 : 51、M26/5/13)
- ・「天長節」(『福音新報』190、M27/11/2)
- ・「いかにせば真正の国民たるを得ん」(『福音新報』204、M28/2/8)
- ・「神の国、神の家」(『福音新報』197、M32/4/7)
- ・「神に対する孝道」(『福音新報』211、M32/7/14)
- ・「宗教局と神社局」(『福音新報』253、M33/5/2)
- ・「日本の文明とキリスト教」(『福音新報』466、M37/6/2)
- ・「キリスト教徒の責任」(『福音新報』533、M38/9/14)
- ・「天長節」(『福音新報』540、M38/11/2)
- ・「明治天皇の轎車を奉送す」(『福音新報』898、T1/9/12)
- ・「国民はキリスト教を要するか」(『福音新報』1053、T4/9/2)
- ・「神道は宗教でないか」(『福音新報』1347、T10/4/21)
- ・「愛国の情」(『福音新報』4、M28/7/26)
- ・「三種の愛国情」(『福音新報』52、M29/6/26)
- ・「案外なるかな不敬事件」(『福音新報』74、M29/11/27)
- ・「偶像破り」(『福音新報』253、M32/5/2)
- ・「日本主義(?)」(『福音新報』219、M32/9/6)
- ・「慈善の意義を縮むるなかれ」(『福音新報』192、M27/11/16)
- ・「キリスト教徒と社会問題」
(『福音新報』20、M28/11/15 : 22、M28/11/29 : 24、M28/12/13)
- ・「昨年における社会の宗教的傾向」(『福音新報』27、M29/1/3)
- ・「われらの社会問題」(『福音新報』205、M32/6/2)
- ・「婦人問題」(『福音新報』529、M38/8/17)
- ・「時代の要求と教会の要求」(『福音新報』589、M39/10/11)
- ・「キリスト者と社会事業」(『福音新報』1385、T11/1/12)
- ・「キリスト教と武士道」(『福音新報』158、M27/3/23)
- ・「何をもって武士道の粋を保存せんとするか」(『福音新報』172、M27/6/25)
- ・「キリスト教の武士道」(『福音新報』140、M31/3/4 : 141、M31/3/11)
- ・「武士的家庭とキリスト教的家庭」(『福音新報』165、M31/8/26)
- ・「武士気質」(『福音新報』256、M33/5/23)
- ・「日本のキリスト教と武士」(『福音新報』359、M35/5/14)
- ・「戦勝と伝道」(『福音新報』498、M38/1/12)
- ・「演劇的なる武士道」(『福音新報』904、T1/10/24)

B. 研究文献

京極純一『植村正久——その人と生涯』新教出版社、2007年(1966年)。

熊野義孝「植村正久における戦いの神学」(1966年)『熊野義孝全集 第十二巻 日本のキリスト教』新教出版社、1982年、216-260頁。

石原謙「植村正久の生涯と路線」『石原謙著作集 第十巻 日本キリスト教史』岩波書店、1979年、143-175頁。

大木英夫「植村ルネサンス——現今の教会の社会倫理との関連において」『歴史神学と社

- 会倫理』ヨルダン社、1979年、107-121頁。
- 鈴木正三「隣人なき天皇制とキリスト教」、富坂キリスト教センター編『天皇制の神学的批判』新教出版社、1990年、158-189頁。
- 五十嵐喜和「植村正久」、同志社大学人文科学研究所編、土肥昭夫／田中真人編著『近代天皇制とキリスト教』人文書院、1996年、276-296頁。
- 佐藤敏夫『植村正久』新教出版社、1999年。
- 近藤勝彦「植村正久における国家と宗教」『デモクラシーの神学思想——自由の伝統とプロテスタンティズム』教文館、2000年、393-425頁。
- 武田清子『植村正久——その思想史的考察』教文館、2001年。
- 大内三郎『植村正久——生涯と思想』日本キリスト教団出版局、2002年。
- 土肥昭夫「植村正久」『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、1980年、179-186頁。
- 「植村正久の天皇制論」『歴史の証言——日本プロテスタント・キリスト教史より』教文館、2004年 288-307頁。
- 星野靖二「文明から宗教へ——明治10年代から明治20年代にかけての植村正久」、『東京大学宗教学年報』XVIII、2001年、115-131頁。
- 「『宗教及び文藝』に見る明治末期のキリスト教の一側面」『東京大学宗教学年報』XX、2003年、55-71頁。
- 「『宗教』の位置付けをめぐって——明治前期におけるキリスト教徒達に見る」、島藪進・鶴岡賀雄編『〈宗教〉再考』ペリかん社、2004年、228-253頁。
- 芦名定道「アジア・キリスト教研究に向けて（1）—その視点と方法—」『アジア・キリスト教・多元性』第3号、2005年、71-88頁。
- 「アジア・キリスト教研究に向けて（2）—方法と適用—」『アジア・キリスト教・多元性』第4号、2006年、43-62頁。
- 「植村正久とキリスト教弁証論の課題」、『アジア・キリスト教・多元性』（現代キリスト教思想研究会）第5号、2007年、1-22頁。
- 雨宮栄一『若き植村正久』新教出版社、2007年。

・文献追加

- 崔炳一(2007)『近代日本の改革派キリスト教——植村正久と高倉徳太郎の思想史的研究』、花書院。
- 土肥昭夫(2012)『天皇とキリスト——近現代天皇制とキリスト教の教会史的考察』新教出版社。
- 「III 近代天皇制下のキリスト教指導者」第七章 植村正久の天皇制論
- 鄭玟汀(2013)『天皇制国家と女性——日本キリスト教史における木下尚江』教文館。
- 「第四章 植村正久の「武士道」論——日清・日露戦争とキリスト者」
- 木下裕也(2014)『植村正久の神学理解——『真理一斑』から「系統神学」へ』一麦出版社。

C. その他

- Ernst Troeltsch, *Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen* (1912), Scientia Verlag, 1977.
- 隅谷三喜男『近代日本の形成とキリスト教』新教出版社、1961年。
- 武田清子『土着と背教』新教出版社、1967年。
- 村上重良『国家神道』岩波新書、1970年。
- 稲垣真美『兵役を拒否した日本人——灯台社の戦時下抵抗』岩波新書、1972年。
- 熊野義孝「『国家と宗教』の問題」『熊野義孝全集 第十二巻 日本のキリスト教』新教出版社、1982年、700-738頁。
- 土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史論』教文館、1987年。

- 阿部美哉『政教分離——日本とアメリカにみる宗教の政治性』サイマル出版、1989年。
- 芦名定道「キリスト教と東アジアの近代化」『アジア研究所紀要』（亜細亜大学アジア研究所）第25号、1999年、137-162頁。
- 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、2002年。
- 姜 尚中『愛国の作法』朝日新書、2006年。
- 島藺進「神道と国家神道・試論——成立への問いと歴史的展望」明治聖徳記念会『明治聖徳記念学会紀要』復刻第43号、2006年、110-130頁。
- 近藤勝彦「「愛国心」教育の落とし穴」『キリスト教の世界政策——現代文明におけるキリスト教の責任と役割』教文館、2007年、148-161頁。
- 千葉眞「非戦論と天皇制問題をめぐる一試論——戦時下無教会陣営の対応」『内村鑑三研究』第40号、2007年、キリスト教図書出版社、88-133頁。